魚津市告示第39号

魚津市役所における障害者活躍推進計画策定委員会設置要綱を次のように 定める。

令和2年3月31日

魚津市長 村椿 晃

魚津市役所における障害者活躍推進計画策定委員会設置要綱(設置)

第1条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7 条の3に規定する障害者活躍推進計画(以下「推進計画」という。)を策 定するため、魚津市役所における障害者活躍推進計画策定委員会(以下「 委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は次の事項を所掌する。
 - (1) 推進計画の策定に関すること。
 - (2) 推進計画に盛り込む施策に関すること。
 - (3) 推進計画の実施状況の把握、点検及び見直しに関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は企画総務部長を、副委員長は議会事務局長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 委員は、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、教育委員会次長、上下水道局次長、財政課長、社会福祉課長及び監査委員事務局長をもって充てる。

(会議)

- 第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。